

○委員長（井上宜久）

次に、認定第2号 決算認定について（国民健康保険特別会計）を議題とします。  
細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、よろしくお願ひします。では、初めに認定のほうを朗読させていただきます。

認定第2号 決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度開成町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき、監査委員の意見をつけて認定を求めます。

平成25年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

では、決算書に戻りまして、167ページをご覧ください。国民健康保険特別会計歳入歳出決算総額、歳入、歳入予算現額16億3,647万5,000円、歳入決算額16億4,762万8,781円、歳出、歳出予算現額16億3,647万5,000円、歳出決算額15億7,094万7,102円、歳入歳出差引額7,668万1,679円うち基金繰入額ゼロ円でございます。では、次のページ、168ページ、169ページをご覧ください。まず、歳入ですけれども、1款から11款の諸収入まででございます。予算現額16億3,647万5,000円、調定額17億5,382万6,166円、収入済額16億4,762万8,781円、不納欠損額723万6,900円、収入未済額9,896万485円、予算現額と収入済額との比較、1,115万3,781円になります。

続いて、170ページ、171ページで、歳出になります。まず、1款の総務費から次のページ、172ページになりますけれども、11款の予備費までということで、予算現額16億3,647万5,000円、支出済額15億7,094万7,102円、翌年度繰越額ゼロ、不用額が6,552万7,898円、予算現額と支出済額との比較6,552万7,898円になりまして、歳入歳出差引残額といたしまして7,668万1,679円になります。

では、詳細を説明させていただきますけれども、決算の附属資料の336ページ、337ページをご覧くださいと思います。

まず、全体的なお話をさせていただきますけれども、337ページのほうをご覧くださいと思います。まず、一番上の表、保険税の状況になります。現年課税分として、調定額3億6,242万1,000円に対して、収入額3億3,909万7,000円になります。こちら収納率といたしまして93.6%ということで、前年度に比べてマイナス0.7%になってございます。

滞納繰越分でございます。9,352万4,000円に対して収入額1,065万円になりまして、収納率といたしまして11.4%、こちらもマイナスの3.9%になります。トータルいたしまして4億5,594万5,000円に対して、収入

額3億4,974万7,000円で76.7%ということで、こちらもトータルでマイナス1.7%になっております。

その下、所得割と資産割、あと均等割、平等割のそれぞれの課税総額はこちらに記載しているとおりでございますけれども、構成比といたしまして、所得割41%、資産割15%ですので、応能分として56%、3番目の均等割が26.1%、平等割が17.9%ですので、応益割が44%というような形になります。

23年度、応能分が55.5%で、応益分が44.5%でしたので、若干応能分が24年度増えている状況ではございます。

続いて、真ん中の表になります。医療給付の状況ということで、それぞれ療養の給付ということで、件数と費用額がこちらに記載されています。療養給付の費用額としては12億9,836万2,000円になっております。以下療養費、高額療養費、出産育児諸費、葬祭諸費というような形で件数と費用額を記載しております。

一番下ですけれども、経理関係諸比率ということで平均の世帯数、平均の被保険者数をこちらに記載させていただいております。平均世帯数としては2,279世帯ですので、23年度2,278世帯ですので、マイナスの1世帯、平均被保険者数としては4,059人ということで、23年度4,111人ですので、マイナスの52人というような形で、全体的な世帯数、あと平均被保険者数ともに23年度よりも少なくなっている状況がございます。

それとあわせて、339ページの下のほうでございますけれども、参考ということで、25年の3月31日現在の加入世帯数及び3月31日現在の加入被保険者数の人数を入れさせていただいております。いずれも前年度に比べまして、世帯数でいいますと11世帯、被保険者数でいいますと57人ほど減っているような状況でございます。

以上が全体的なところでございますけれども、では、336ページに戻りまして、3、歳入歳出でございます。まず、歳入で国民健康保険税になります。今、ご説明させていただきましたとおり、金額的には対前年度比で見ると、マイナスの5.1%というような結果になっております。

3番目、国庫支出金、マイナスの837万1,000円ほど、前年度に比べて減額になっております。率でいいますと、マイナスの2.9%という形になってございます。こちらの理由といたしましては、国庫支出金、割合が変わっておりまして、23年度まで34%だったものが、国庫の支出金が32%に2%減って、その分が県支出金の6%が8%、24年度8%に増えたというところで、国庫支出金が減って、県の支出金が増えているというような状況でございます。県の支出金、トータルで1,960万6,000円ほどプラスになっておりまして、対前年度で見ると、30.5%の伸びというような形になってございます。

歳入の合計といたしまして、対前年度比で2.5%の伸びというような形でございます。

続いて、歳出になります。2番目の保険給付費ですけれども、前年度に比べまし

て2,971万6,000円ほどプラスになってございまして、比率で見ますと2.9%の伸びになってございます。ただ、23年度、こちらの保険給付費7.1%の伸びでございましたので、全体的には保険給付費2.9%ということで、若干23年度より保険給付費の伸びを抑えられたかなというような状況でございます。

続いて、3番目の後期高齢者支援金等でございます。こちら24年度2億750万9,000円ということで、23年度も2億円近い金額でございましたけれども、24年度は2億円を超えて拠出するような形になってございまして、こちら前年度比で見ますと7.3%ほど伸びてございます。

あと大きな伸びといたしましては、6番目の介護納付金、国民健康保険から介護納付金ということで、介護保険のほうに拠出する金額でございましてけれども、こちら8,000万を超えて、8,453万7,000円というような金額になってございます。

前年度と比較しまして779万4,000円、率で見ますと10.2%の伸びというような形になっておりまして、かなり国民健康保険のこの会計の中で後期高齢者支援金の負担とあと介護納付金の拠出金という部分につきましては、かなり比率が多くなってきております。全体的に見まして、歳出の合計ですけれども、対前年度と比べまして5,182万6,000円ということで、比率で見ますと3.4%の伸びというような形になっております。

では、事項別説明書に戻りまして、細かくお話ができればというふうに思っております。ただ、大きなものにつきましてご説明をさせて、細かいものにつきましては省かせていただきたいというふうに思っております。

では、事項別説明書の58ページをご覧ください。

まず、国民健康保険税ですけれども、一般被保険者国民健康保険税ということで、現年度分医療給付費から始まりまして、後期高齢者支援金分、あと介護納付金分ということで、それぞれそちらのほうに収納率、医療給付分については93.22%ということで、こちらに記載しているとおりでございます。一般の現年度分の次に、一般の滞納繰越分、その下、退職の被保険者分ということで、現年度分、滞納繰越分ということで、こちらに記載をさせていただいております。

続いて、使用料、手数料については、こちらに記載してあるとおりです。国庫支出金、国庫負担金になります。まず、療養給付費の負担金です。こちら一般被保険者による療養費、高額療養費等及び介護納付金の納付に要する費用に対する国の100分の32の負担分になります。先ほどお話しさせていただきましたように、23年度34%でしたけれども、それを32%ということで変更になってございます。

その下、拠出金、負担金につきましても、こちら割合32%に変更になってございます。

その下、高額医療費共同事業費負担金になります。高額医療費共同事業費拠出金2,694万5,000円に対する国4分の1の負担分になります。その下、特定健康診査等の負担金、特定健康診査の基準額に対して、国から3分の1の負担分

ございます。

その下、財政調整交付金といたしまして、普通調整交付金でございます。こちら国から財政需要及び財政収入において、調整対象需要額が調整対象収入額を超えるときに交付されるものでございますけれども、100分の9の補助分になってございます。こちら前年と比べまして、37.4%ほど伸びてございます。

その下、特別調整交付金でございますけれども、国から特別な事情により支出に行ったときに交付されるものでございます。ジェネリック医薬品であったり、臓器提供のパンフレットだったりというところで交付金をいただいております。

その次、出産育児一時金になります。こちら平成23年4月以降の出産についての1万円の補助金でございます。24年度3月までの対象で、2件分の補助になってございます。こちら24年度以降は、国庫補助は廃止になっておりまして、24年3月分までの分でございます。

次の60ページになります。高齢者医療制度円滑運営事業費補助金になります。こちらは国から70歳以上、高齢者の一部負担金の凍結措置が延長されたことに伴い、交付された国庫補助分でございます。

その下、退職医療費交付金ということで、退職被保険者の医療給付について退職被保険者等による保険税を除いた額を社会保険診療報酬支払基金から交付されているものでございます。

一つ飛びまして、前期高齢者交付金でございます。こちら4億3,420万5,388円ということで、前年度と比べて同じぐらいの額でございますけれども、0.9%の伸びでございます。

65歳から74歳までの前期高齢者の全国平均加入割合よりも加入割合が高い保険者に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

その下、高額医療費共同事業負担金になります。高額医療費共同事業拠出金2,694万5,000円に対する県の4分の1の負担金です。

続いて、県支出金、県負担金ということで、特定健康診査等負担金になります。特定健康診査等事業の補助基準に対して、県から3分の1、負担分をいただいております。

その下、県補助金になりまして、財政調整交付金、普通調整交付金になります。こちら国からの2%分を見込みますので、23年度までの6%から8%相当分が入ってきております。前年度と比べて5.5%の伸びということで、4,418万9,000円という額になってございます。

その下、特別調整交付金でございますけれども、こちら県から収納率向上、医療費適正化、あと財政健全化等のメニューに規定された特別な事情を実施した実績に基づき交付されているものでございますけれども、こちら前年度に比べて増えてございます。

続いて、共同事業交付金になります。高額医療共同事業交付金ということで、交付基準額80万円を超える医療費を対象に、神奈川県国民健康保険団体連合会か

ら2分の1交付されているものでございます。

その下、保険財政共同安定化事業交付金、30万円を超える医療費の一定部分が対象交付となり、交付基準額の59%が国民健康保険団体連合会から交付されているものでございます。

その次、繰入金ということで、一般会計繰入金になります。保険基盤安定繰入金保険税軽減分、あとその下、保険基盤安定繰入金保険者支援分につきましては、保険税の軽減分の対象となった低所得者を多く抱える市町村に対して支援された分というような形で繰入れをしております。

一つ飛びまして、出産育児一時金繰入金でございます。出産育児一時金の3分の2に当たる額を一般会計から国民健康保険特別会計のほうに繰り入れております。

その下、財政安定化支援事業繰入金でございます。所得の少ない被保険者が多い等の理由によりまして、国保財政に影響のある市町村について、国保財政の安定化及び保険税負担の平準化のため、繰り入れているものでございます。

その下、その他一般会計繰入金になります。1億1,823万7,860円です。こちら医療費の増大に対応するために一般会計から国保会計のほうに繰り入れているものでございます。補正予算等で法定外の繰り入れの部分につきましては、23年度同様額ということで、1億1,600万というような金額でございましたけれども、最終的にほかの職員給与等繰入金等で精算をした部分を一部加えまして、最終金額といたしまして、1億1,800万というような金額に最終的になっております。

その下、繰越金、諸収入についてはこちらに記載してあるとおりでございますので、省略させていただきます。

続いて、国民健康保険の歳出になります。62ページです。まず、総務費の総務管理費ということで、一般管理費につきましては経常的な部分ですので省略をいたします。

その下、連合会負担金ということで、神奈川県国民健康保険の団体連合会の運営に対してということで、負担金を拠出しております。

その下、徴税費、賦課徴収費ということです。国民健康保険税の賦課徴収を6月に実施しておりますけれども、納税通知書の印刷送付及び収納処理を行っている経費でございます。

その下、運営協議会費、国民健康保険運営協議会費です。国民健康保険事業運営の重要課題について検討を行っております。委員6人に対して4回分の報酬を支出しております。24年度は25年度に向けてということで、税率の改正をこの中で審議をさせていただきながら、料金改定を行っております。

続いて、保険給付費になります。まず、療養諸費ということで、一般被保険者療養給付費給付事業になります。こちらは一般被保険者に対しての療養給付を行っているものでございますけれども、被保険者の受診件数としては6万3,347件ということで、対前年度で見ますと、費用額そのものにつきましては1.6%の伸び

になってございます。その下、退職被保険者等の療養給付費につきましては、退職被保険者に対して療養給付を行っておりますけれども、前年度と比べて6.5%の伸びという形になっております。

その下、一般被保険者療養費の支払事務費になります。こちらは一般被保険者に対して医療費の償還払いや柔道整復師の療養費用額の療養費の給付を行っているものでございますけれども、こちらは前年度と比べてマイナス7.9%になります。

ただ、下の退職者に対する療養費の支払事業費については、前年度と比べて16.3%の伸びになってございます。

一つ飛びまして、高額療養費になります。まず、一般被保険者高額療養費の支払事業費でございます。こちら月単位で一定の限度額を超え場合に、その超えた分を現金給付をしております。こちらの伸び率といたしましては9.0%、その下、退職分の高額療養費は22.3%ほど伸びてございます。

高額合算は2件分ですので飛ばさせていただきます。その下、出産育児一時金になります。こちらは前年度に比べて伸びております。53%ほど伸びてございますけれども、被保険者が出産した前年度13人に対して、24年度20人というような人数になっておりまして、42万円を限度として補助してございます。

一つ飛びまして、葬祭費の関係になります。こちらは逆にお亡くなりになる方が23年度35件に対して、24年度20件に減っておりまして、7万円を限度としてということで減ってございます。

その下、後期高齢者支援金等になります。こちら後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度の保険給付費等に充てるために、保険者が加入者数に応じて拠出金を負担しているものでございますけれども、こちらは先ほどから説明をさせていただきましたけれども、7.3%ほど伸びてございます。その下、前期高齢者納付金でございます。こちら65歳から74歳までの前期高齢者が国保に多く加入していることにより、負担の不均衡を調整する仕組みということで、加入数に応じて負担金を納付しておりますけれども、その金額でございます。

一つ飛びまして、介護納付金納付事業費です。こちら先ほど説明をさせていただきましたけれども、前年と比べて10.2%の伸びになってございます。

その下、共同事業拠出金になります。高額医療費拠出金支給事業費ということで、高額医療費の支払いによる保険者の財政負担の緩和を図るため、保険者間の相互共済を目的として、国民健康保険団体連合会へ拠出金を支払っているものでございます。該当する高額医療費の実績3年の平均に応じて拠出金を支払うような仕組みになってございます。

一つ飛びまして、保険財政共同安定化事業拠出金支給事業費になります。こちらは県内の市町村、国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、30万円を超える医療費について、国民健康保険団体連合会へ拠出金の支払いを行ったものでございまして、こちら3年間の平均とあと被保険者数に応じて拠出しております。

続いて64ページになります。特定健康診査等の事業費になりますけれども、こ

ちら特定健康診査及び特定保健指導に関する経費になってございます。事務職員の賃金、あと管理栄養士の賃金、あと消耗品等の経費でございます。

集団検診479人の委託料、あと個別でもやっておりますので、個別医療機関の受診者372人分の負担金とあと処理負担金を国保連に対して支出しておりますけれども、24年度分の特定検針の受診者数は人間ドック等を含めまして1,016人の方が受診されておまして、受診率35.6%になります。

その下、県給付費になりまして、こちら医療費適正化事業ということで、医療費の費用額等を被保険者に6回通知をしております。あとそれ以外に保険事業として、人間ドックの助成ということで、一人2万円、152人分に助成を行っております。

続いて、諸支出金につきましては、こちらに記載してあるとおりですので省略をさせていただきます。

では、決算書に戻りまして、一番最後の200ページになります。実質収支に関する調書でございます。まず、繰入総額16億4,762万9,000円、2、歳出総額15億7,094万7,000円、3、歳入歳出差引額7,668万2,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源ということでゼロ円になってございます。5、実質収支額として7,668万2,000円になります。

以上で説明は終わります。

○委員長（井上宜久）

以上で認定第2号 決算認定について（国民健康保険特別会計）の説明が終了いたしました。